



小規模特養に赤字施設多い調査結果 ～人手不足も要因のひとつに～

◆(独)福祉医療機構は8日、平成26年度における特養の経営状況に関する分析結果を公表し、それによると約3割の施設で赤字となっていることが明らかになりました。

分析は、開設後1年以上経過し、新会計基準を採用している3,130施設(従来型1,445施設、個室ユニット型1,307施設、一部個室ユニット型378施設)を対象に行われました。昨年度の調査と比べると、損益・収支状況では、従来型、ユニット型ともに若干の減収減益となるものの大きな変化はなく、総資産や純資産、借入金比率などの財務面でも大きな変化は見られません。一方、赤字となった施設は853施設(27.3%)で、昨年と比べて約1%増加する結果となりました。具体的な傾向としては、定員規模の小さい施設で赤字割合が多く、規模が大きくなるほどその割合が減っていく傾向にあるようです。

小規模施設で赤字施設の割合が高い要因として同機構は、定員1人あたりのコストがかさむ点のほか、多くの施設で併設している短期入所の利用率が低いことなどを挙げています。また小規模施設で短期入所が低い理由として、従事者が少ないことによる勤務体制の調整の困難さなどが挙げられています。

この他、人手不足によって施設の稼働率が上がらないことが原因で赤字に繋がっているとされる施設が、南関東を中心とする都市部に多く見られ、高い需要に対応して特養を整備したものの必要な人員が集められない状況があることが推測されています。

同機構は特養が収益を上げる方策として、利用率を上げることのほか、短期入所の運営もバランスよく行うことを挙げ、拡大する特養の需要に対して人手不足を解消することが求められているとしています。人手不足の解消は各施設の取り組みだけでは対応できない部分もあり、制度全体で取り組んでいく必要があります。

今後同機構が公表する予定の、他の分析結果に対しても注目が集まっているようです。

(参考：(独)福祉医療機構HP)

定員規模別に見た経営状況(単位：%)

| 定員区分 | 29人以下 451施設 | 30人以上 49人以下 131施設 | 50人以上 79人以下 1,286施設 | 80人以上 99人以下 689施設 | 100人以上 573施設 |
|---------|----------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|-----------------|
| 赤字施設の割合 | 40.1 | 27.5 | 29.5 | 21.8 | 18.7 |
| 特養入所利用率 | 95.6 | 95.6 | 95.9 | 95.9 | 95.6 |
| 短期入所利用率 | 77.6 | 85.8 | 81.4 | 84.3 | 85.1 |

保育所整備50万人分に上乗せへ ～2017年度末までの計画～

◆一億総活躍国民会議の第3回会合が開催され、待機児童解消に向け保育の受け皿を今後さらに拡大させることなどの議論が行われました。

同会議では「新三本の矢」として示されている、出生率向上に向けた子育て支援の拡大や、介護による離職者ゼロなどを達成するための議論が進められています。今回の方針は緊急に実施すべき対策として明らかにされたものです。

政府は待機児童解消に向けた方針として、これまで2017年度までに40万人分の保育の受け皿を確保するとしていましたが、これを50万人に拡大させることを盛り込みました。またこの目標の達成に向け、小規模保育事業所や認可保育所以外の多様な保育サービスの整備を支援するほか、保育士の人材確保や保育士配置要件の弾力化などで、不足する保育士の改善にも取り組むこととしています。

一方、介護の分野でも、施設サービスなどを2020年代初頭までに40万人分増やすこととしていた第2回会合の方針を改め、さらに上乗せして50万人分以上とすることも明らかになりました。

今回の緊急対策の中でも、子育て支援や介護については特に急を要する対応が必要と明記され、今年度の補正予算案でも予算が充てられるなど、その重要度の高さが伺えます。(参考：首相官邸HP他)

マイナンバーの取扱いに事務連絡 ～介護事業者が代理申請可能に～

◆マイナンバーの交付が進められているところですが、厚労省は15日、介護事業者が入所者の個人番号を扱う際の注意点などをまとめた事務連絡を发出了しました。

マイナンバー制度が始まると、市区町村への要介護認定の申請などに個人番号が必要になりますが、例えば入所者が認知症を患っているなど本人が申請できない場合に、施設職員の対応が可能なのか疑問が挙がっていました。

事務連絡では、入所者に代わり施設職員が代理人として要介護等の申請をすることが可能なことが示されているほか、入所者が認知症を患うなど、代理権授与が難しい場合には、個人番号を記載せず申請書の提出が可能とも示されています。

《代理人が各種申請をする場合の本人確認方法》

- ①代理権の確認 ⇒ 戸籍謄本や委任状
- ②代理人の身元確認 ⇒ 代理人の個人番号等
- ③本人の番号確認 ⇒ 本人の個人番号カード等

また、個人番号が記載された申請書などをコピーす

ることは原則認められていませんが、要介護の区分変更など業務上コピーが必要な場合は、保管に際して個人番号部分をマスキングするなどの対応が必要としています。

個人番号を漏えいした場合は故意でなくとも罰則が適用されることもあり、個人番号をめぐる整理は今後も進められそうです。(参考：全国老人福祉施設協議会HP他)